

第 24 回参議院通常選挙（選挙区・比例代表）は今夏予定！

選挙年齢が「満 18 歳」以上になります

公職選挙法の一部改正により、年齢満 18 歳以上への選挙権の引き下げが本年 6 月 19 日から施行されます。それにより今後行われる選挙については、投票日翌日以前の時点で満 18 歳以上の方が投票できるようになります（平成 28 年 5 月 19 日現在、今夏予定されている第 24 回参議院議員通常選挙の投票日については未確定です）。

18 歳・19 歳をはじめとする若者の力を社会や政治が必要としています。日本の未来へ若者の声を届けるために投票を行いましょう。



満 18 歳以上なら、誰でも有田川町で投票できるの？



有田川町で投票できる方は次の要件をいずれも満たしている方です。

- 日本国民で満 18 歳以上であること
- 公示日もしくは告示日の 3 カ月前から引き続き、有田川町の住民基本台帳に登録されている方
有田川町に公示日もしくは告示日の 3 カ月以内に転入された方は、有田川町での投票の対象にはなりません。



投票場所や投票時間は決まっているの？



【投票所・投票時間】については、選挙を行うことが決まれば、選挙ごとに投票所入場整理券（はがき）をお送りします。そちらに投票所および投票時間を記載していますのでご確認ください。



入場整理券(はがき)表

裏



投票日当日に指定された投票所に行けない！ どうすればいいの？



期日前投票もしくは不在者投票の、どちらかの方法をご利用ください。

期日前投票

投票日当日に仕事や、冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない方は期日前投票をご利用ください。

- 投票期間／選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までです。
- 投票場所／吉備庁舎・金屋文化保健センター・清水行政局
- 投票時間／8 時 30 分～ 20 時
また下記の場所でも一日のみ期日前投票を行います。
 - ・安諦地区基幹集落センター
投票日直前の水曜日 8 時 30 分～ 17 時
 - ・城山出張所
投票日直前の金曜日 8 時 30 分～ 17 時

※いずれの期日前投票所でも投票できます。ただし、投票日当日は指定された投票所でのみ投票できません。

不在者投票

長期的に他の市区町村へ出かけられている方は、滞在先の市区町村で不在者投票することができます。

不在者投票を行うには、投票用紙の請求が必要です。お早めに有田川町選挙管理委員会に申し出てください。

「投票日には 18 歳を迎え選挙権を有するが、選挙期日前において投票を行おうとする日にはまだ 17 歳であり、選挙権を有していない方」は、不在者投票制度により前もって投票することができます。

また都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（指定病院、指定老人ホームなど）に、入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票をすることができます。